

## 5・1 水先問題

国土交通省海事局主催「水先人の人材確保・育成に関する検討会」にて2023年2月に取り纏められた「第四次とりまとめ」に従い水先人の安定的な確保・養成と円滑かつ安全な水先業務が維持されているかを確認するために、国交省海事局/日本水先人会連合会/船協による「三者による連絡会」、および、日本水先人会連合会/船協による「船協・連合会業務連絡会」を年2回開催した。

今年度で開催した「三者による連絡会」の内容は、2026年2月に開催された「水先人の人材確保・育成に関する検討会」で関係委員へ報告された。

この検討会にて、「第五次とりまとめ」が取り纏められ、2026年度から2027年度の2級及び3級水先人の養成定員を現行の養成定員(二級:2人、三級2人+ $\alpha$ (※))を維持することとなった。

高齢水先人の大量廃業の時期が終了しつつあるという状況ではあるが、中小規模水先区等における後継者の不足が引き続き見込まれている。特に中小規模水先区の水先人不足への対策は、水先人の中小水先区間の相互派遣と5大水先区から中小水先区への派遣により、5大水先区を除く29区全ての水先区で支援が実施されていることを確認した。

また、海技振興センター主催の「水先人養成に関する総合事業検討委員会」、および、各級水先人の「選考に関する専門会議」を通じ、水先人確保・育成が適切に行われていることを確認した。

添付1. 第5回三者による連絡会 資料

添付2. 第6回三者による連絡会 資料

添付3. 第24回水先人の人材確保・育成等に関する検討会【第五次とりまとめ】

## 第5回三者による連絡会

日 時 令和7年9月17日（水） 15：30～16：00  
場 所 日本船主協会役員会議室（海運ビル5階）

### 議 題

	ページ
1. 出席者 .....	1
2. 不適切運航の事例 .....	2
3. 品位欠如の事例 .....	4
4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料 .....	5
5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況 .....	8
6. 参考資料	
○三者による連絡会（運営要領） .....	10

## 1. 出席者（敬称略）

### 国土交通省海事局海技課

服部 牧人 水先業務調整官  
森永 亮子 水先係官

### 日本船主協会

増富 聡司 水先幹事会幹事長・日本郵船 海務グループ長代理  
落岩 和彦 同幹事・飯野海運 海務部長  
齊藤 哲也 同幹事・NSユニテッド海運 安全管理グループ  
海務チームマネージャー  
和田 協一 同幹事・ENEOSオーシャン 上席執行役員  
海務部長  
吉田 佳弘 同幹事・川崎汽船 安全品質管理グループ長  
米田 輝希 同幹事・商船三井 海上安全部長  
越水 豊 常務理事  
加藤 秀紀 海事人材部長  
村上 朝章 海事人材部副部長  
木村 友紀 海事人材部課長

### 日本水先人会連合会

恩田 裕治 水先業務研究委員会委員長・東京湾水先人  
須佐美智嗣 同委員長代理・内海水先人  
水野 弘之 伊勢三河湾水先人（代理出席）  
土井 幹郎 同委員・大阪湾水先人  
中村 藤太 同委員・関門水先人  
阪本 敏章 専務理事  
吉野 高広 常務理事  
今田 敦朗 業務部長  
栗原 拓也 業務部主任

2. 不適切運航の事例 対象期間: 令和6年12月21日～7年7月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和6年12月28日	大阪湾	【異常接近】 回頭出港時、岸壁と十分な距離を確保しないまま船尾のタグを引かせた結果、強風の影響で船尾が大きく開き、船首が岸壁に接近した。	注意 (会員に注意喚起)	—
2	令和7年1月24日	伊勢三河湾	【異常接近】 回頭着岸時、岸壁上のブリッジマークを誤認し、船尾が浅瀬に接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
3	令和7年3月24日	伊勢三河湾	【異常接近】 シフト時、他の入港船との関係からシフト開始を遅らせた。時間短縮を図るため早めに回頭を始めた結果、浅瀬に接近した。	注意 (会員に注意喚起)	—
4	令和7年6月14日	伊勢三河湾	【異常接近】 航行中、灯浮標を探すことに気を取られ船位の確認が不十分となったため、同灯浮標に接近する態勢となった。しかし、同灯浮標を視認した後も避けることが可能と判断し、回避動作を取ることなくそのまま航行を続け、同灯浮標に異常接近した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
5 *	令和7年1月11日	伊勢三河湾	【着岸位置等不適切】 本船が予定錨地へ向かう途中、錨泊船の船長から「1マイル以上離れた位置で錨泊するよう」本船に要請があったが、「錨泊船とは0.7マイル離れた位置であるため、このまま投錨する。」と水先人は伝えた。 その後、錨泊船の船長よりVHFにて複数回「1マイル離してほしい。」との連絡があったが、本船船長と打ち合わせ、当該地点に投錨した。	措置なし	—

No.	発生日月	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
6	令和7年6月10日	東京湾	【経路不適切】 浦賀水道航路を南航時、変針のタイミングを逸し航路から逸脱した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
7	令和7年6月28日	東京湾	【経路不適切】 離岸後、所定の航路を航行せずに出港した。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—
8	令和7年2月28日	東京湾	【その他】 入港時、指定された時刻よりも40分早くバース前に到着し、ターミナル側からクレームを受けた。	嚴重注意 (会員に注意喚起)	—

\* 船協からの提示事例

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル):①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

3. 品位欠如の事例 対象期間: 令和6年12月21日～7年7月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
			事例なし		

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル): ①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

不適切運航

令和7年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
異常接近	72	11	8	14	12	9	8	4	5	1
-東京湾	30	5	2	9	4	5	3	1	1	
-伊勢三河湾	17	1	3		2	1	4	3	2	1
-大阪湾	11	3		1	2	2	1		2	
-内海	9	1	2	2	3	1				
-関門	3	1		2						
-その他	2		舞鶴1		清水1					
速力過大	11	3		2	5			1		
-東京湾	6	2			3			1		
-伊勢三河湾	2	1		1						
-大阪湾										
-内海	3			1	2					
-関門										
着岸位置等不適切	7		3			3			1	
-東京湾	2		1			1				
-伊勢三河湾	2					1			1	
-大阪湾										
-内海	3		2			1				
-関門										
経路不適切	19			4	4	4	2	2	1	2
-東京湾	10			1	1	2	1	2	1	2
-伊勢三河湾	6			2	2	1	1			
-大阪湾										
-内海	1				1					
-関門	2			1		1				
係留方法不適切	2			1	1					
-東京湾	1				1					
-伊勢三河湾										
-大阪湾										
-内海	1			1						
-関門										
その他	3								3	
-東京湾	1								1	
-伊勢三河湾	2								2	
合計	114	14	11	21	22	16	10	7	10	3
-東京湾	50	7	3	10	9	8	4	4	3	2
-伊勢三河湾	29	2	3	3	4	3	5	3	5	1
-大阪湾	11	3		1	2	2	1		2	
-内海	17	1	4	4	6	2				
-関門	5	1		3		1				
-その他	2		舞鶴1		清水1					

注 令和7年度は同年7月20日現在

品位欠如

令和7年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不適切態度	8	1	2	2	1	1			1	
-東京湾	5			2	1	1			1	
-伊勢三河湾	2		2							
-大阪湾										
-内海	1	1								
-関門										
応招時刻遅延	9	1	1	1	4		2			
-東京湾										
-伊勢三河湾	6	1	1		4					
-大阪湾										
-内海	2						2			
-関門	1			1						
コミュニケーション不足	6			1	1		1	1	2	
-東京湾	1								1	
-伊勢三河湾										
-大阪湾	3						1	1	1	
-内海	2			1	1					
-関門										
水先艇乗船遅延	1	1								
-東京湾										
-伊勢三河湾	1	1								
-大阪湾										
-内海										
-関門										
合計	24	3	3	4	6	1	3	1	3	
-東京湾	6			2	1	1			2	
-伊勢三河湾	9	2	3		4					
-大阪湾	3						1	1	1	
-内海	5	1		1	1		2			
-関門	1			1						

注 令和7年度は同年7月20日現在

## 海難事故

令和7年7月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
衝突	21		4	5	2	3	1	2	3	1
単独衝突	41	11	6	3	5	1	2	6	6	1
施設等損傷	16	4	4			2	2	3		1
乗揚げ・船底接触	8	1		4	1	1			1	
合計	86	16	14	12	8	7	5	11	10	3

注 令和7年度は同年7月20日現在

業務隻数（国交省確定値）	—	163,693	161,094	154,545	138,248	143,607	144,981	145,140	142,150	—
海難件数／業務隻数	—	0.010%	0.009%	0.008%	0.006%	0.005%	0.003%	0.008%	0.007%	—

業務隻数／海難件数	—	10,231	11,507	12,879	17,281	20,515	28,996	13,195	14,215	—
-----------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

↓  
約1.0万隻に1件の事故

↓  
約1.4万隻に1件の事故

## 5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況について

令和7年9月17日

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。

現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

### 1. 水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- ・複数免許取得者の累計数 : 112人（廃業者等を含む）
- ・現在の派遣支援への協力者数 : 57人（8月末時点の水先人数584人）
- ・支援体制整備済みの水先区 : 29水先区

### 2. 令和7年度後期の複数免許取得計画（予定）

令和4年度において、感染症の流行など非常時においても水先業務の実施に支障が生じることがないように中小規模水先区（29区）のすべてに複数免許取得による派遣支援体制を整備したが、令和7年度（後期）においても、次のとおり支援体制を拡充する予定である。

支援先

- ・函館 水先区の複数免許
  - ・酒田 //
  - ・長崎 //
- 3区

## 水先人派遣支援体制の状況

令和7年9月17日

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/滞在支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇄ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 苫小牧 (1) → 函館 室蘭 (1) → 小樽 小樽 (2) → 留萌 小樽 (2) → 釧路 小樽 (1) → 函館	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇄ 釜石 (1) 仙台湾 (1) ⇄ 釜石 (1) 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (1) → 釜石	東京湾 (1) → 八戸 東京湾 (1) → 小名浜 東京湾 (1) → 仙台湾 東京湾 (1) ※ → 鹿島
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾、 舞鶴、境	酒田 (1) ⇄ 秋田船川 (1) 新潟 (1) → 酒田 伏木 (1) ⇄ 七尾 (1)	大阪湾 (1) → 新潟 伊勢三河湾 (1) → 伏木 大阪湾 (1) → 舞鶴 内海 (1) → 舞鶴 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (2) → 田子の浦 和歌山下津 (3) → 小松島	伊勢三河湾 (1) → 清水 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦 内海 (1) → 和歌山下津 内海 (1) → 小松島
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	佐世保 (1) → 長崎 那覇 (1) → 長崎 細島 (1) → 島原海湾 博多 (1) → 鹿児島 細島 (1) → 鹿児島	東京湾 (1) → 博多 東京湾 (1) → 佐世保 内海 (1) → 佐世保 伊勢三河湾 (1) ※ → 長崎 内海 (1) → 長崎 東京湾 (1) ※ → 島原海湾 内海 (1) → 細島 内海 (2) → 那覇

( ) : 支援水先人の人数、 ※ : 滞在型支援

## 三者による連絡会について（運営要領）

### 1. 目的

本連絡会は、安全かつ円滑な水先業務の確保、並びに、水先人派遣支援体制の整備等に資することを目的とし、必要な意見交換及び情報共有を行うために開催する。

### 2. 開催要領

#### (1) 出席者

国交省：海事局海技課（オブザーバー）  
船 協：港湾委員会水先幹事会幹事  
連合会：水先業務研究委員会委員

#### (2) 開催頻度

一定間隔の定期開催とする。

注 原則2回／年とし、必要に応じ、出席者において調整の上、変更できるものとする。

#### (3) 開催場所

船協と連合会で交互に会議室を提供する。

#### (4) 連絡会記録

出席者において確認の上、必要がある場合には記録する。

### 3. 連絡会における情報交換内容

#### ①不適切運航の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

#### ②品位欠如の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、

再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

③不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

・連合会から提出する。

④水先人派遣支援の実施状況

・連合会から提出する。

⑤水先類似行為水域の安全及び後継者に関する相談

・水先類似行為水域（水先人以外の類似行為者）の安全及び後継者に関する相談については、船協から提出する。

・連合会においては、船協からの相談を受け、必要に応じ、水先行為を熟知した者によるアドバイスの実施、又は、水先行為を熟知した者による支援の実施について協力する。

以上

## 第6回三者による連絡会

日 時 令和8年1月21日（水）15：00～15：30  
場 所 日本水先人会連合会会議室（海事センタービル6階）

### 議 題

	ページ
1. 出席者 .....	1
2. 不適切運航の事例 .....	2
3. 品位欠如の事例 .....	3
4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料 .....	4
5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況 .....	7
6. その他	
○東京湾水先人会における飲酒対策の徹底について .....	9
7. 参考資料	
○三者による連絡会（運営要領） .....	10

## 1. 出席者（敬称略）

### 国土交通省海事局海技課

服部 牧人 水先業務調整官  
森永 亮子 水先係官

### 日本船主協会

増富 聡司 水先幹事会幹事長・日本郵船 海務グループ長代理  
落岩 和彦 同幹事・飯野海運 海務部長  
齊藤 哲也 同幹事・NSユナイテッド海運 安全管理グループマネージャー 兼 海務チームマネージャー  
和田 協一 同幹事・ENEOSオーシャン 上席執行役員  
海務部長  
吉田 佳弘 同幹事・川崎汽船 安全品質管理グループ長  
米田 輝希 同幹事・商船三井 海上安全部長  
越水 豊 常務理事  
加藤 秀紀 海事人材部長  
村上 朝章 海事人材部副部長

### 日本水先人会連合会

恩田 裕治 水先業務研究委員会委員長・東京湾水先人  
須佐美智嗣 同委員長代理・内海水先人  
川崎 毅 同委員・伊勢三河湾水先人  
土井 幹郎 同委員・大阪湾水先人  
阪本 敏章 専務理事  
吉野 高広 常務理事  
今田 敦朗 業務部長  
栗原 拓也 業務部主任

2. 不適切運航の事例 対象期間: 令和7年7月21日～11月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和7年8月26日	伊勢三河湾	【異常接近】 航路に向首するため針路を指示したが、舵角を指示しなかったため、十分な回頭角速度をとることができず、回頭が緩慢となり、航路入口付近で大角度変針となった。 また、航路内に向首した際、周囲の状況の確認が不十分であったため、同航船と接近した。	注意 (会員に注意喚起)	—
2	令和7年10月19日	関門	【異常接近】 航路入航時、出航船(内航)に気を取られ、西流への対応が遅れ、灯浮標に接近した。	注意 (会員に注意喚起)	—

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル): ①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「嚴重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

3. 品位欠如の事例 対象期間: 令和7年7月21日～11月20日

No.	発生年月日	水先区	事例の概要	水先人会の措置	再教育訓練または業務制限の措置を講じた場合の業務復帰プロセス
1	令和7年3月14日 注	東京湾	【その他】 事務所出発前に実施したアルコール検査において、水先人からアルコールが検出されたため、代替の水先人が業務に応じた。 (後日、アルコールと医薬品併用による作用が主因と判断した。) なお、本船に運航遅延は生じていない。	厳重注意 (会員に注意喚起) ※綱紀委員会を開催し、処分する予定	—

注 本来、前回の連絡会に報告すべき事例であった。報告が遅れたことについて、お詫びして今回報告することとしたい。

「水先人会の措置」の表記については、次のとおり整理している。

措置の種類(レベル): ①「業務制限」、②「再教育訓練」、③「厳重注意」、④「注意」

(①が最も厳しいレベル、③は文書で本人に通知、④は口頭で本人に通知)

4. 不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

不適切運航

令和7年11月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
異常接近	74	11	8	14	12	9	8	4	5	3
- 東京湾	30	5	2	9	4	5	3	1	1	
- 伊勢三河湾	18	1	3		2	1	4	3	2	2
- 大阪湾	11	3		1	2	2	1		2	
- 内海	9	1	2	2	3	1				
- 関門	4	1		2						1
- その他	2		舞鶴1		清水1					
速力過大	11	3		2	5			1		
- 東京湾	6	2			3			1		
- 伊勢三河湾	2	1		1						
- 大阪湾										
- 内海	3			1	2					
- 関門										
着岸位置等不適切	7		3			3			1	
- 東京湾	2		1			1				
- 伊勢三河湾	2					1			1	
- 大阪湾										
- 内海	3		2			1				
- 関門										
経路不適切	19			4	4	4	2	2	1	2
- 東京湾	10			1	1	2	1	2	1	2
- 伊勢三河湾	6			2	2	1	1			
- 大阪湾										
- 内海	1				1					
- 関門	2			1		1				
係留方法不適切	2			1	1					
- 東京湾	1				1					
- 伊勢三河湾										
- 大阪湾										
- 内海	1			1						
- 関門										
その他	3								3	
- 東京湾	1								1	
- 伊勢三河湾	2								2	
合計	116	14	11	21	22	16	10	7	10	5
- 東京湾	50	7	3	10	9	8	4	4	3	2
- 伊勢三河湾	30	2	3	3	4	3	5	3	5	2
- 大阪湾	11	3		1	2	2	1		2	
- 内海	17	1	4	4	6	2				
- 関門	6	1		3		1				1
- その他	2		舞鶴1		清水1					

注 令和7年度は同年11月20日現在

品位欠如

令和7年11月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不適切態度	8	1	2	2	1	1			1	
- 東京湾	5			2	1	1			1	
- 伊勢三河湾	2		2							
- 大阪湾										
- 内海	1	1								
- 関門										
応招時刻遅延	9	1	1	1	4		2			
- 東京湾										
- 伊勢三河湾	6	1	1		4					
- 大阪湾										
- 内海	2						2			
- 関門	1			1						
コミュニケーション不足	6			1	1		1	1	2	
- 東京湾	1								1	
- 伊勢三河湾										
- 大阪湾	3						1	1	1	
- 内海	2			1	1					
- 関門										
水先艇乗船遅延	1	1								
- 東京湾										
- 伊勢三河湾	1	1								
- 大阪湾										
- 内海										
- 関門										
その他	1									1
- 東京湾	1									1
合計	25	3	3	4	6	1	3	1	3	1
- 東京湾	7			2	1	1			2	1
- 伊勢三河湾	9	2	3		4					
- 大阪湾	3						1	1	1	
- 内海	5	1		1	1		2			
- 関門	1			1						

注 令和7年度は同年11月20日現在

## 海難事故

令和7年11月

	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
衝突	22		4	5	2	3	1	2	3	2
単独衝突	42	11	6	3	5	1	2	6	6	2
施設等損傷	17	4	4			2	2	3		2
乗揚げ・船底接触	8	1		4	1	1			1	
合計	89	16	14	12	8	7	5	11	10	6

注 令和7年度は同年11月20日現在

業務隻数（国交省確定値）	—	163,693	161,094	154,545	138,248	143,607	144,981	145,140	142,150	—
海難件数／業務隻数	—	0.010%	0.009%	0.008%	0.006%	0.005%	0.003%	0.008%	0.007%	—

業務隻数／海難件数	—	10,231	11,507	12,879	17,281	20,515	28,996	13,195	14,215	—
-----------	---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---

↓  
約1.0万隻に1件の事故

↓  
約1.4万隻に1件の事故

## 5. 水先人派遣支援（中小規模水先区の業務維持）の状況

令和8年1月1日

水先人の後継者確保が困難な水先人会の業務実施体制を確保するため、全国の水先人会及び水先人各位の理解と協力を得て、近隣水先区及び大規模水先区からの派遣支援（支援体制の整備）を行っている。

現在の派遣支援の状況及び今後の複数免許取得計画は次のとおり。

### 1. 水先人派遣支援の状況（別紙参照）

- ・複数免許取得者の累計数 : 116人（廃業者等を含む）
- ・現在の派遣支援への協力者数 : 61人（昨年12月末時点の水先人数は571人）
- ・支援体制整備済みの水先区 : 29水先区

### 2. 令和8年度前期の複数免許取得計画（予定）

令和4年度において、感染症の流行など非常時においても水先業務の実施に支障が生じることがないように中小規模水先区（29区）のすべてに複数免許取得による派遣支援体制を整備したが、令和8年度（前期）においても、次のとおり支援体制を拡充する予定である。

支援先

- ・小名浜 水先区の複数免許
  - ・鹿島 //
  - ・七尾 //
- 3区

## 水先人派遣支援体制の状況

令和8年1月1日

地区/水先人会	近隣水先区の相互支援 (スポット)	大規模区等からの派遣支援 (スポット/滞在支援)
①北海道 釧路、苫小牧、室蘭、 函館、小樽、留萌	苫小牧 (1) ⇄ 室蘭 (1) 苫小牧 (1) → 留萌 苫小牧 (1) → 函館 室蘭 (1) → 函館 室蘭 (1) → 小樽 小樽 (2) → 留萌 小樽 (2) → 釧路 小樽 (1) → 函館	東京湾 (1) → 釧路
②東北 八戸、釜石、仙台湾、 小名浜、鹿島	八戸 (2) ⇄ 釜石 (1) 仙台湾 (1) ⇄ 釜石 (1) 小名浜 (2) → 釜石 鹿島 (1) → 釜石	東京湾 (1) → 八戸 東京湾 (1) → 小名浜 東京湾 (1) → 仙台湾 東京湾 (1) ※ → 鹿島
③日本海 秋田船川、酒田、 新潟、伏木、七尾、 舞鶴、境	酒田 (1) ⇄ 秋田船川 (1) 新潟 (2) → 酒田 伏木 (1) ⇄ 七尾 (1)	大阪湾 (1) → 新潟 伊勢三河湾 (1) → 伏木 大阪湾 (1) → 舞鶴 内海 (1) → 舞鶴 大阪湾 (1) → 境 内海 (1) → 境
④東海近畿 田子の浦、清水、 和歌山下津、小松島	清水 (2) → 田子の浦 和歌山下津 (3) → 小松島	伊勢三河湾 (1) → 清水 伊勢三河湾 (1) → 田子の浦 内海 (1) → 和歌山下津 内海 (1) → 小松島
⑤九州 博多、佐世保、長崎、 島原海湾、細島、 鹿児島、那覇	佐世保 (1) → 長崎 細島 (1) → 長崎 那覇 (1) → 長崎 細島 (1) → 島原海湾 博多 (1) → 鹿児島 細島 (1) → 鹿児島	東京湾 (1) → 博多 東京湾 (1) → 佐世保 内海 (1) → 佐世保 伊勢三河湾 (1) ※ → 長崎 伊勢三河湾 (1) → 長崎 内海 (1) → 長崎 東京湾 (1) ※ → 島原海湾 内海 (1) → 細島 内海 (2) → 那覇

( ) : 支援水先人の人数、 ※ : 滞在型支援

## 6. その他

### ○東京湾水先人会における飲酒対策の徹底について

事務所出発前に実施したアルコール検査において、水先人からアルコールが検出されたこと（品位欠如の事例のNo. 1（資料3ページ参照））を踏まえ、東京湾水先人会では、次の事項を中心に「飲酒対策の一層の推進」を図ることとしている。

- (1) 顔認証技術を用いたアルコール検査システムの導入
- (2) 待機所・宿舎における酒類備え置きの撤廃
- (3) 作業前検査が漏れなく実施されたことを確認する管理体制の構築
- (4) 内部通報制度の運用体制の構築
- (5) アルコール摂取、薬剤服用の注意義務の定着
  - －新入会員に対する教育の実施
  - －全会員に対する定期的な注意喚起の実施
- (6) 連合会への確実な報告体制の構築

以上

## 三者による連絡会について（運営要領）

### 1. 目的

本連絡会は、安全かつ円滑な水先業務の確保、並びに、水先人派遣支援体制の整備等に資することを目的とし、必要な意見交換及び情報共有を行うために開催する。

### 2. 開催要領

#### (1) 出席者

国交省：海事局海技課（オブザーバー）  
船 協：港湾委員会水先幹事会幹事  
連合会：水先業務研究委員会委員

#### (2) 開催頻度

一定間隔の定期開催とする。

注 原則2回／年とし、必要に応じ、出席者において調整の上、変更できるものとする。

#### (3) 開催場所

船協と連合会で交互に会議室を提供する。

#### (4) 連絡会記録

出席者において確認の上、必要がある場合には記録する。

### 3. 連絡会における情報交換内容

#### ①不適切運航の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

#### ②品位欠如の事例

- ・船協及び連合会から提出する。
- ・資料には、事例の概要（発生日及び水先区を含む。）、水先人会の措置、

再教育訓練又は業務制限の措置を講じた場合の内容・業務復帰プロセスを示すこととする。

③不適切運航、品位欠如及び海難事故の統計資料

・連合会から提出する。

④水先人派遣支援の実施状況

・連合会から提出する。

⑤水先類似行為水域の安全及び後継者に関する相談

・水先類似行為水域（水先人以外の類似行為者）の安全及び後継者に関する相談については、船協から提出する。

・連合会においては、船協からの相談を受け、必要に応じ、水先行為を熟知した者によるアドバイスの実施、又は、水先行為を熟知した者による支援の実施について協力する。

以上

## 水先人の安定的な確保・育成等について (第五次とりまとめ)

令和 8 年 2 月 26 日

水先人の人材確保・育成等に関する検討会

### .はじめに

水先制度は、船舶交通の輻輳する港や交通の難所とされる水域(全国 34 水先区)において、船舶を嚮導することにより、船舶の交通の安全を確保するための制度であり、その担い手である水先人は、海運の現場を支える重要な役割を担っている。

国土交通省海事局では、水先人を安定的に確保・育成するための取組を進めており、平成 27 年 4 月、学識経験者、関係団体等から成る「水先人の人材確保・育成等に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、団塊世代等の水先人の大量廃業による後継者不足や、中小規模水先区及び内海水先区における一級水先人の応募者不足をはじめとした様々な課題への対策等について検討を行ってきた。

その結果について、第 6 回検討会(平成 28 年 6 月 23 日開催)において「水先人の安定的な確保・育成等について(とりまとめ)」「第一次とりまとめ」、第 11 回検討会(平成 29 年 9 月 14 日開催)において「第二次とりまとめ」、第 15 回検討会(令和 2 年 5 月 28 日開催)において「第三次とりまとめ」、第 21 回検討会(令和 5 年 2 月 17 日開催)において「第四次とりまとめ」としてとりまとめた。

第 24 回検討会(令和 8 年 2 月 26 日開催)においては、「第四次とりまとめ」において定められた「水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員」及び「中小規模水先区対策(新規免許・複数免許取得者の増加対策(新規免許・複数免許取得時の支援手当))」の見直しについて検討を行った。

そこでの議論を踏まえ、本検討会として以下のとおり施策の方向性をとりまとめることとした。

### .各課題の検討結果

#### 1. 水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員の見直し

##### (1) 現状と課題

平成 25 年の「水先レビュー懇談会取りまとめ」においては、その当時、一級水先人の廃業者が多く見込まれる一方、当面はその参入予想者が極めて少ない時期を迎えることから、水先業務体制の維持を図るため、一定規模の二級及び三級水先人を継続的に確保する必要があるとされた。他方、将来の水先業務量は不確定要素も多く明確な予測が困難であるとされた。

このような状況から、二級及び三級水先人の養成規模については、当面 5 年程度(平成 27 年度～平成 31 年度)、二級水先人を毎年 5 人、三級水先人

を毎年 10 人とする規模が適当であるとされた。

令和 2 年の「第三次とりまとめ」においては、一級水先人の廃業予定者は、年齢構成からみて、令和元年度から令和 5 年度にかけ非常に多くなり、水先人の総数は、この間で最も減少する見込みである一方、その後増加に転じることが予想されたことから、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、二級水先人は毎年 5 人、三級水先人は毎年 5 人 + ( ) は 5 人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定) とし、令和 5 年度以降の養成定員については、令和 5 年度までに見直しを検討することとした。

また、今後数年間の水先人の減少に対応するため、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要があるとされた。

令和 5 年の「第四次とりまとめ」においては、「第三次とりまとめ」の際の一級水先人に関する予想について検証したところ、予想に比べて廃業者は増加し、参入者は減少したことや、一級水先人の廃業予定者は、年齢構成からみて、令和 4 年度から令和 8 年度にかけ引き続き多くなる見込みであり、水先人の総数は、この間で最も減少することが予想された。

このため、今後 10 年間の一級水先人の廃業予定者及び参入見込者を算出し、雇用船員が二級及び三級水先人を目指して途中で退職することによる船社の経営への影響を踏まえつつ、水先業務を適切かつ円滑に遂行するために必要な養成定員として、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間、二級水先人は毎年 2 人、三級水先人は毎年 2 人 + ( ) は 3 人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定) とし、令和 8 年度以降の養成定員については、令和 8 年度までに見直しを検討することとされた。

また、今後数年間の水先人の減少に対応するため、水先人及び利用者(船社等)は、船舶の安全及び運航能率を確保した確実な応募体制を構築するために協力するとともに、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要があるとされた。

## (2) 検討状況

「第四次とりまとめ」の際の一級水先人に関する予想について、令和 4 年度から令和 6 年度の実績を元に検証したところ、予想に比べて廃業者は増加し、参入者は減少した。また、一級水先人の人数は令和 5 年度から令和 6 年度にかけて最も減少したが、年齢構成から見て、令和 8 年度以降は廃業予定者が減少することが予想される。

これらを踏まえ、今後 10 年間の一級水先人の廃業予定者及び参入見込者を算出し、水先業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な二級及び三級水先人の養成定員について検討を行った。

その結果、一級水先人について、令和 8 年度以降は廃業予定者の減少が予想されるものの、参入者はこれまでの実績からみると安定していないこと、就業年数は二級及び三級水先人と比べて短いと思われることから、水先人を

将来にわたり安定的に確保していくという水先制度の趣旨を踏まえ、引き続き二級及び三級水先人を複数人養成していく必要があるとの結論に至った。

### (3) 今後の対応と方向性

以上の検討を踏まえ、令和8年度から令和10年度までの3年間の養成定員については、現行と同様、二級水先人は毎年2人、三級水先人は毎年2人 + ( ) は3人以下の範囲内で、毎年、一級水先人の応募状況を確認し決定)とする。ただし、上記期間中において、一級水先人の応募者数が募集定員を下回り、水先人の確保に支障が生ずる事態が発生した場合は、改めて二級及び三級水先人の養成定員の増員を検討することができることとする。なお、令和11年度以降の養成定員については、令和10年度までに見直しを検討することとする。

また、水先人及び利用者(船社等)は、引き続き、船舶の安全及び運航能力を確保した確実な応召体制の構築に向けた協力を実施するとともに、水先人が不足すると考えられる水先区に対し、近隣水先区等からの派遣支援を確実に実施し、水先業務を維持する必要がある。

## 2. 中小規模水先区対策(新規免許・複数免許取得者の増加対策(新規免許・複数免許取得時の支援手当の見直し))

### (1) 現状と課題

後継者確保が厳しい状況にある中小規模水先区における水先人不足に対応するため、平成28年の「第一次とりまとめ」に基づき開始され、現在は「第四次とりまとめ」に基づき、以下のとおり中小規模水先区の新規免許取得者及び複数免許取得者に対する支援が行われている。

#### イ. 新規免許関係(新規免許取得の支援の充実)

中小規模水先区の志望者を増加させるため、当該水先区の新規免許取得者に対して、(一財)海技振興センターが実施する水先人養成支援事業(一級及び二級水先人)における養成手当として、月額40万円を支給している(参考:中小規模水先区以外は月額25万円)。

#### ロ. 複数免許関係(複数免許取得のための養成への支援の充実)

複数免許を取得して派遣支援に協力する水先人に対して、(一財)海技振興センターが水先人養成支援として月額25万円を支給している。

なお、「第四次とりまとめ」において、これらの支援については令和5年度から令和7年度までの3年間実施し、それ以降は、改めてその継続の必要性について検討することとされている。

### (2) 検討状況

中小規模水先区における新規免許取得者及び複数免許取得者等の関係者に支援手当の必要性及び支援額の妥当性を確認したところ、水先人関係者からは、現状維持でよいとの意見が出され、利用者(船社等)からは、特段の反対意見はなかった。

### (3) 今後の対応と方向性

以上の検討を踏まえ、当該支援については現行と同様の支援を令和8年度から令和10年度までの3年間実施し、それ以降は、改めてその継続の必要性について検討することが適当である。

#### ．おわりに

本検討会は、平成27年以降の約10年間に大量の水先人の廃業及び後継者不足が見込まれる状況にある中、応募者不足が深刻な中小規模水先区等における後継者の確保に向けて、検討を行ってきた。大量廃業の時期は終了しつつあるが、今後も、関係者において、『 ．課題の検討結果』中に掲げた「今後の対応と方向性」に従い、実施していくことが適当であり、次回以降の本検討会において必要に応じてフォローアップを行うとともに、引き続き水先人の安定的な確保・育成に向けて必要な検討を進めていくこととする。